

## 令和2年第3回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 令和2年3月24日（火）
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員等 委員（教育長職務代理者）浅野 憲隆  
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子  
委員 根来 興宣
- 4 欠席委員等 教育長 麻生川 敦
- 5 説明のため出席した事務局職員  
副教育長兼教育総務課長 松岡 秀樹  
理事兼学校教育課長 丸田 浩之（秘密会時退室）  
生涯学習課長 中野 裕夫（秘密会時退室）
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 参事兼教育総務課長補佐 松戸 幸二  
教育総務課主査 山形 剛大
- 8 開会の時刻 午後5時45分
- 9 議事日程  
日程第1 前回議事録の承認について  
日程第2 議事録署名委員の指名について  
日程第3 諸般の報告  
事務事業等の報告  
日程第4 議事  
臨時代理事務 臨時代理の報告について（平成31年度多賀城市一  
報告第4号 般会計補正予算（第8号）に対する意見  
  
臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和2年度多賀城市一般  
報告第5号 会計補正予算（第1号）に対する意見）  
  
議案第4号 多賀城市学校給食センター条例施行規則の一部改正  
について  
  
議案第5号 職員の人事について  
日程第5 その他

## 教育長職務代理人

ただいまの出席者は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

### 日程第1 前回議事録の承認について

## 教育長職務代理人

はじめに、令和2年第2回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議はありませんか。

(「ありません」の声あり)

## 教育長職務代理人

異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

### 日程第2 議事録署名委員の指名について

## 教育長職務代理人

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、菊池委員、樋渡委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

### 日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

## 教育長職務代理人

これより本会議に入ります。

はじめに事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。副教育長。

## 副教育長

それでは諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告、令和2年第2回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及

び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係ですが、2月5日、新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定されたこと等から、多賀城市感染症災害対策本部が設置され、随時、同本部会議が開催されております。

2月10日から3月13日まで33日間の会期で開催された「令和2年第1回多賀城市議会定例会」は、予定どおり閉会いたしました。教育委員会関係議案を含め、提出された議案はすべて可決されました。

学校教育課関係ですが、2月28日、多賀城市感染症対策本部会議において、3月2日から24日までの間、市立小・中学校の臨時休業が決定されました。

市立小・中学校の「卒業式」については、3月7日に中学校、3月19日に小学校を登校日とし、開催規模を縮小して執り行いました。

3月17日、多賀城市学校給食センター運営審議会が開催され、学校給食の現状と課題について説明し、意見交換等が行われました。

3月24日、市立小・中学校の登校日とし、児童生徒の健康確認や春季休業中の生活指導などを行いました。

令和2年度の市立小・中学校の「入学式」は、小・中学校とも4月8日に開催規模を縮小して執り行うこととし、授業を再開する予定としております。

生涯学習課関係ですが、

2月28日、多賀城市感染症対策本部会議において、市民会館、公民館、総合体育館、市民プール、市民テニスコート、多賀城公園野球場、中央公園及び学校施設開放について、2月20日から3月31日までの間に新型コロナウイルス対策のために使用を取りやめた場合は、納入済みの使用料等の全額を返還することが決定されました。

2月29日、同本部会議において、3月2日から31日まで、各施設等の使用を中止とすることが決定されました。現在は、使用中止に係る使用料等の返還手続、4月1日以降の使用に係る申請手続等の窓口対応のみを実施しております。

3月23日、同本部会議において、4月1日から4月15日まで市民会館、公民館、総合体育館、市民プール、市民テニスコート、多賀城公園野球場、中央公園の使用を再開すること、4月8日から4月15日まで学校施設の開放を再開することが決定されました。また、当該期間において、新型コロナウイルス対策のために使用を取りやめた場合は、納入済みの使用料等の全額を返還することが決定されました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

文化財課関係ですが、2月21日から3月31日まで文化センターロビーで、また、3月16日から31日まで市役所1階ロビーで、古代都市多賀城のパネル

展を開催しています。これは、埋蔵文化財調査センター改修に伴い常設展示室が閉館となっていることから、それに替わる展示として実施しているものです。

2月29日、多賀城市感染症対策本部会議において、3月2日から31日まで、多賀城市埋蔵文化財調査センター体験館（史遊館）の使用を中止とすることが、3月23日の同本部会議において、4月1日から4月15日までの利用再開が決定されました。

以下、3ページは、別表の社会教育事業等の開催状況でございます。中段、令和2年3月24日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

#### 教育長職務代理人

それではただいまの報告について質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

#### 教育長職務代理人

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

#### 日程第4 議事

**臨時代理事務 報告第4号**      **臨時代理の報告について（平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第8号）に対する意見）**

#### 教育長職務代理人

次に、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第4号「臨時代理の報告について（平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第8号）に対する意見）」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。副教育長。

#### 副教育長

それでは、議案資料7ページを御覧願います。

臨時代理事務報告第4号「臨時代理の報告について」御説明を申し上げます。

これは、7ページでございますように、市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき議会の議決を経るべき事件の議案の作成について意見を求められましたことから、臨時代理により回答したので、

報告するものです。

6 ページを御覧願います。

こちらが、臨時代理書でございまして、平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第8号）の調製について、令和2年3月18日に異議ない旨回答しております。

ここから、別冊の左上に臨時代理事務報告第4号関係資料と表示されております資料によりまして、順に内容を御説明いたします。

はじめに、3 ページをお願いします。

表の右から2列目の下に、一般会計予算の歳出補正額の合計額が出ておりますが、今回の補正額の合計額は3億8,037万6千円の増額で、補正後の総額はその隣り296億9,773万7千円となるものでございます。

下から6行目教育費の、補正予算額については、行の右から2列目、2億7,017万5千円を増額するもので、補正後の予算額は、その隣り39億9,228万円となるものでございます。

今回の補正は下の行、2項小学校費及びその下3項中学校費を増額補正するものでございます。

まず歳出から御説明申し上げますので、15、16 ページをお願いいたします。

10款2項1目小学校管理費ですが、説明欄1学校環境整備事業〔小学校〕の財源組み替えです。

これは、本年第1回市議会定例会において、学校における児童の授業実施状況等を踏まえ、長時間利用のある少人数学級、6小学校合わせて17教室、併せて、現在エアコンの設置されていない音楽室がある3小学校、多賀城東小学校、山王小学校、多賀城八幡小学校の音楽室にエアコンを設置するため、補正予算を計上し、承認を得たところでありますが、国から本年3月2日付けで、本事業に対する学校施設環境改善交付金の交付決定があったことから、当初見込んでおりました教育施設及び文化施設管理基金繰入金の充当から、交付金及び起債充当に、財源組み替えを行うものでございます。

次に、2目教育振興費1億5千646万3千円の増額補正で、説明欄1学校ICT整備事業〔小学校〕です。

これは、国の補正予算において「GIGAスクール構想」として、公立学校内の高速大容量の通信ネットワークの整備、「児童生徒一人一台端末の環境整備」について、補助金が交付されることとなりました。

補助の概要といたしましては、基準額による校内無線LAN環境、電源キャビネットの整備、児童生徒数の3分の2に相当する分の端末整備に対する補助

でございます。

その補助を受けて、小中学校のICT環境充実を図るため、平成31年度において校内無線LAN環境の整備、及び、次に御説明いたします令和2年度予算において端末整備に係る補正予算を計上するものでございます。

11節需用費39万6千円は事務経費で、13節委託料の小学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務委託料1億7,747万3千円は、小学校6校分に係る、校内無線LAN環境構築のための設計、配線等業務の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料1,82万4千円の減額は、今年度当初予算において、ICT環境充実のため、各小学校1校当たり児童分40台、指導教員分5台の計45台の端末配備のためのリース料を計上しておりました。

また、下のネットワーク機器借上料599万4千円の減額は、平成31年度において、校内ネットワーク構築のための機器の借上げを予定しておりましたが、今般の補助制度を活用することからそれぞれ減額するものでございます。

18節備品購入費、学校備品購入費の258万2千円の減額は、令和2年度からの学習指導要領改訂に伴い、小学校に導入されるプログラミング教育の教材購入費を計上しておりましたが、今般の「GIGAスクール構想」によるネットワーク環境整備事業の実施に伴い、令和2年度において教材内容も調整した上で計上するため、減額するものでございます。

次に、10款3項1目中学校管理費ですが、説明欄1学校環境整備事業〔中学校〕の財源組み替えにつきましては、上の2項1目小学校管理費で御説明いたしました小学校と同様に、長時間利用のある少人数学級に、4中学校で合わせて12教室、並びに、現在エアコンの設置されていない音楽室がある2つの中学校、多賀城中学校、東豊中学校の音楽室にエアコンを設置するため、本年第1回市議会定例会において補正予算を計上し、承認を得たところでありますが、国から本事業に対する学校施設環境改善交付金の交付決定があったことから、当初見込んでおりました、教育施設及び文化施設管理基金繰入金の充当から、交付金及び起債充当に、財源組み替えを行うものでございます。

次に、2目教育振興費1億1,371万2千円の増額補正ですが、これも2項2目小学校費と同様に、中学校においてもネットワーク環境整備を行うもので、11節需用費21万3千円は事務経費、13節委託料の中学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務委託料1億1,349万9千円は、中学校4校分の校内無線LAN環境構築のための設計、配線等業務の委託料でございます。

ここで、繰越明許費について御説明いたしますので、4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正で、10款2項小学校費の学校ICT整備事業〔小学校〕で、1億7,786万9千円及び3項中学校費の学校ICT整備事業〔中学校〕で、1億1,371万2千円ですが、それぞれ国の補助内定を受けての今回の予算でありますことから、事業費全額を翌年度に繰り越すものでございます。なお、事業完了予定は、令和2年8月末を予定しております。

次に、歳入について御説明申し上げますので、9ページ、10ページをお願いいたします。

15款2項5目教育費国庫補助金で、8,493万2千円の増額補正です。

2節小学校費補助金、5,418万3千円の増額、説明欄1学校施設環境改善交付金は、歳出で御説明申し上げました小学校のエアコン整備に係る交付金で、補正後に記載しております補助基準額3,641万4千円に対する補助率3分の1、特別加算1.15を乗じ、事務費を加算した1,409万9千円でございます。

説明欄2公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金は、これも歳出で御説明申し上げました、小学校の校内無線LAN環境整備事業に係る補助金で、補助基準額7,937万6千円の補助率2分の1に、事務費を加えた、4,008万4千円でございます。

3節中学校費補助金3,074万9千円の増額は、上の2節小学校費補助金と同様に、歳出で御説明申し上げました説明欄1中学校分のエアコン整備に係る交付金924万4千円、説明欄2公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金は、2,150万5千円で、それぞれ記載の基準額に補助率等乗じ、事務費を加算した額でございます。

次のページをお願いいたします。

22款1項3目教育債で、9,780万円の増額補正です。1節小学校債で6,190万円、2節中学校債で3,590万円の増額ですが、学校環境整備事業及び学校ICT整備事業に係る市債で、金額はそれぞれ記載のとおりでございます。

以上で、臨時代理事務報告第4号、平成31年度多賀城市一般会計補正予算(第8号)の説明を終わります。

## 教育長職務代理者

ただいまの報告について質疑はありませんでしょうか。樋渡委員。

## 樋渡委員

教育費の学校ICT整備事業で、小学校1億7,786万9千円、中学校1

億1,371万2千円と計上されていますが、先ほどの説明ですと、校内LANを整備するための費用であって、パソコンの整備は別と考えてよろしいでしょうか。

#### 教育長職務代理者

副教育長。

#### 副教育長

先ほど2点御説明申し上げまして、国の補助対象となりますのは、学校のネットワーク環境整備と端末の整備でございますが、端末は次に御説明いたします令和2年度補正予算になります。国の補助が令和元年度の補正予算として市町村に交付されることから、ネットワーク環境整備を平成31年度に、端末整備を令和2年度に整備する内容で、今回補正予算を計上させていただくものでございます。

#### 樋渡委員

これまでの学校の改修ではネットワーク環境の整備を行っていなかったため、今回整備を行うということでしょうか。

#### 副教育長

基本的にはそのとおりでございます。今回の補助を活用しましてネットワーク環境を整備するというところでございます。

#### 樋渡委員

その際の事業者はどのように選定するのか教えていただけますか。

#### 副教育長

今回のネットワーク環境整備は、国の補助が決まって全国一斉に整備が始まるもので、しかも国では令和2年度末までの事業ということで設定しているので、設計と設備の環境整備を極力短時間で行えるよう方法をこれから検討してまいりたいと考えております。

#### 樋渡委員

1者なのか、それともJVのようなもの想定しているのでしょうか。かなり規模が大きいので、国が共通の業者を選ぶということもあるのでしょうか。



## 副教育長

整備の方法、それから業者の選定につきましては、基本的には各自治体で方法を定めることとなります。所定の適正な手続きを経て、業者を選定して整備をしていくということとなります。

## 教育長職務代理人

ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

## 教育長職務代理人

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第4号を承認します。

### **臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和2年度多賀城市 報告第5号 一般会計補正予算（第1号）に対する意見**

## 教育長職務代理人

次に、臨時代理事務報告第5号「臨時代理の報告について（令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）に対する意見）」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。副教育長。

## 副教育長

議案資料の9ページをお願いします。

臨時代理事務報告第5号「臨時代理の報告について」御説明を申し上げます。

これは、11ページにございますように、市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）の調製について意見を求められましたことから、臨時代理により回答したので、報告するものです。

10ページを御覧願います。

こちらが、臨時代理書でございまして、令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）の調製について、令和2年3月18日に異議ない旨回答しております。

ここから、別冊の左上に臨時代理事務報告第5号関係資料と表示されております資料によりまして、順に内容を御説明いたします。

はじめに、3ページをお願いします。

表の右から2列目の下に、一般会計予算の歳出補正額の合計額が出ておりますが、今回の補正額の合計額は1,665万4千円の減額で、補正後の総額はその隣り242億2,665万4千円となるものでございます。

下から6行目教育費の補正予算額については、行の右から2列目1,964万4千円を増額するもので、補正後の予算額は、その隣り31億9,493万円となるものでございます。

今回の補正は下の行、1項教育総務費から3項中学校費まででございます。

まず歳出から御説明申し上げますので、9ページ、10ページをお願いいたします。

10款2項2目小学校管理費で1,6万5千円の増額補正です。

説明欄1学校ICT整備事業〔小学校〕ですが、これは先ほどの平成31年度補正予算において御説明申し上げました、国における「GIGAスクール構想」事業推進に係るものでございます。

今回の国の補助制度におきましては、小学校を3段階に、中学校を2段階に分けて、端末整備を行っていく制度設計を行ってございます。令和2年度までで小学校5、6年生と中学校1年生、令和3年度で中学校2、3年生、令和4年度で小学校3、4年生、令和5年度で小学校1、2年生というふうに、段階的に整備を進めていく制度設計を行っております。令和5年度までに整備を進めるロードマップが国から示されており、それに沿って整備を図っていきたいと考えてございます。

なお、国が補助対象としておりますのは、児童生徒の3分の2に相当する分でありまして、3分の1相当分につきましては、地方財政負担とされております。

まず、国の補助対象の借上げとしては、市に対してではなく事業者に直接交付されることとなっており、そうした枠組みで国の補助事業が進められていくこととなっております。

13節委託料968万5千円のうち、小学校情報通信ネットワーク環境施設保守管理業務委託料452万9千円は、平成31年度予算で整備いたします校内無線LAN環境施設の保守管理業務を委託するための委託料でございます。

その下、小学校情報機器保守管理業務委託料515万6千円は、令和2年度で借り上げる、補助による整備分760台分も含めた小学校5、6年生、指導教員分の1,473台分の端末機の保守管理業務の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料の225万円の減額の内訳ですが、パソコン等借上料として、374万4千円の増額でございます。今回補正予算に計上いたしま

したのは、先ほど申しあげました小学5、6年生の児童のうち、補助対象外となる3分の1の児童数に相当する分、及び指導教員分合わせて713台分の端末機の借上料でございます。

次のページをお願いいたします。

ネットワーク機器借上料599万4千円の減額は、平成31年度に予定しておりました校内ネットワーク環境整備に伴う機器借上料ですが、今般の補助制度を活用することから、減額するものでございます。

18節備品購入費、学校用備品購入費263万円の増額は、先程の平成31年度補正予算において減額いたしました、プログラミング教育に係る教材費をネットワーク環境整備に合わせて整備するものでございます。

次に、2項中学校費の教育振興費964万2千円の増額補正です。

説明欄1、学校ICT整備事業・中学校ですが、これも小学校と同様に国における「GIGAスクール構想」事業推進に係るもので、13節委託料582万円ですが、平成31年度予算により整備いたします校内無線LAN環境施設の保守管理業務の委託料が302万円、その下、情報機器保守管理業務委託料280万円は、補助による整備分も含めた中学1年生、指導教員分の800台分のタブレットの保守管理業務の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料、パソコン等借上料206万9千円は、中学1年生の生徒のうち、補助対象外となる3分の1の生徒数に相当する分、及び指導教員分合わせて394台分の端末機の借上料でございます。

18節備品購入費、学校用備品購入費175万3千円の増額は、中学校の令和3年度からの学習指導要領改訂に伴い導入される、プログラミング教育に係る教材を、ネットワーク環境整備に合わせて整備するものでございます。

ここで、債務負担行為について御説明いたしますので、4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正で、上の表、追加でございます。

各種保守点検業務委託ですが、これは校内無線LAN環境施設の保守管理業務委託、及び情報機器保守管理業務委託について、令和3年度から令和7年度まで限度額を1億1,738万5千円として債務負担行為を設定するものでございます。

下の表、変更でございます。

パソコン借上料、変更前の1億3,21万6千円に、4,400万2千円を追加し、限度額を1億7,421万8千円とするものです。

これは、小中学校の端末借上料を加え、変更するものです。期間は、令和3年度から令和7年度までで、変更ありません。

以上で、臨時代理事務報告第5号、令和2年度多賀城市一般会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

#### 教育長職務代理人

ただいまの報告について質疑はありませんでしょうか。樋渡委員。

#### 樋渡委員

膨大な内容で説明に理解が追いつかないのですが、「GIGAスクール構想」と無線LAN整備は別の事業なのでしょうか。「GIGAスクール構想」という言葉さえもなかなかわかりません。教えていただければと思います。

#### 教育長職務代理人

副教育長。

#### 副教育長

ただいま、資料を配付しますので、職員が戻るまでお待ちください。

「GIGAスクール構想」につきましては、令和の新しい時代を迎えて、ICT環境の全国一律の整備を行うものですが、全体構想の中で、概ねは先ほど申し上げたとおり、ネットワーク環境整備と、児童生徒一人一台の端末整備でございます。

#### 樋渡委員

今までのお話ですと、来年度から児童生徒さんに徐々にパソコンを整備していくということで、パソコン借上料を計上されていると思いますが、数年後には機器の更新であるとか、OSが古くなってしまうなどということに対応することも含めて、予算が計上されているということでしょうか。

#### 副教育長

ただいま御質問ございましたように、相当技術が進んでおりますが、今回はリースで、借上げとなりますので、リース期間の終了後にその時に合わせた新しいものでリースを繰り返していくことを想定しております。

#### 樋渡委員

私としては、子どもたちが、ICTが進んだ環境で勉強をすることは素晴らしいと思うのですが、パソコンを使うということは、主にインターネットの中

での使い方を学ぶということだと思しますので、最新のものというよりは、基本の読み書きそろばんではないですけど、最低限の使い方ができるものとして想定しているのでしょうか。基本的にはそういう機種で十分と考えていて、全国規模では莫大な予算となるので、予算の他の使いみちもあるのではないかなと思います。

## 副教育長

今お話がございましたように、内容としてはデジタル教科書であったり、プログラミング教育であったり、いろいろと活用の仕方もあるかと思います。また、大型モニターを教室に配置して子どもたちに大きく見せたり、これまで紙媒体で得ていた情報や知識をいろいろな方法で学ばせるということで、国でも様々な施策を講じてきましたが、自治体の負担も伴うためなかなか環境整備の進捗が進まなかったのですが、今回国では補正予算を計上して、先ほど御説明したように端末については、児童生徒の3分の2に相当する分を補助対象とし、3分の1に相当する分は地方で整備するというものです。

（「GIGAスクール構想の実現」追加資料の配付）

先ほど「GIGAスクール」と口頭で申し上げた内容について、ただいまお手元にお配りしました資料にもありますように、学年を段階的に分けて、令和元年度から令和5年度までに順次配備、整備を行うものです。

初年度につきましては、学校のネットワーク環境を整えるということでございます。

## 樋渡委員

ありがとうございます。とても素晴らしい構想ですが、よく読み書きそろばんといいますが、私の息子も字に興味がありません、学校できちんと教えていただいて大変ありがたいと思っています。今では小さいお子さんでもスマホを操作できるようになっているのですが、なにか大事な根幹にかかわる部分を大切にさせていただいた上で、もし読み書きができないと一人一台端末を渡されたとしてもドロップアウトするお子さんがいたりとか、いわゆる視覚に障害のあるお子さんや点字で勉強しているお子さん、支援学級で勉強しているお子さんへの対応について、漠然とどのように対応するのかなと思っています。

理想は高くてもよいのですが、指導要領の改定でも、社会に通じる素晴らしい秀才を作る一方で、大学に入っても掛け算ができない人もいるなかで、うまく構想が実現するのかなと思っています。

先生方にしても、若い先生はすぐに慣れると思うのですが、年代が高い先生

は大変な思いをするかもしれませんが、そういうこともあることを踏まえてうまく進めていけばいいのかなと思っています。

よろしく申し上げます。

## 教育長職務代理者

学校教育課長。

## 学校教育課長

まさに樋渡委員のおっしゃったとおりで、パソコンを一人一台持たせるとして、それに全てを傾けてしまうと、本来育つべきものが育たなくなってしまうということがありますので、うまくバランスを取りまして、例えば作文で言いますと、手書きの大切さというものもあります。書くことによって考えたり、漢字を覚えたり、書けない漢字を覚えたりということがあります。そういったことも大事にするとともに、文章の字の書き飛ばしはパソコンですぐに修正できたりする面もあります。

九九も唱えることで覚えることもできますが、パソコンでは遊び感覚で楽しみながら覚えられるようなことも期待できます。これまで九九といえば押し付けでいやいやながらやるものが、楽しみながらできるということもあります。また例えば、体育の跳び箱で、自分はどうも跳べているつもりでも跳べない、それを周りの子が撮影して、一緒に動画を見ながら跳び方を教えあうことも、デジタルの道具があれば可能になってきます。

使い方はいろいろとありますので、樋渡委員さんがおっしゃるように、読み書きそろばんの部分も大事にしつつも、有効活用しながら楽しんで伸ばしていくこともできるので、そういった利用をしてまいります。

## 樋渡委員

視覚に障害のあるお子さんへの対応が心配なのですが、そのケアも大事なのではないのでしょうか。

## 学校教育課長

そのとおりでございまして、特別支援の話がございましたが、通常の場合ですと漢字を覚えるには書き順やとめ、はね、はらいがとても大事で、それらがつながって一つの漢字が成り立っているというシステムで教えていますが、それは全ての子どもに有効ではなくて、例えば、「木」という漢字は、木の形から覚える子どももいますので、多様な学びに近づいていけるのが、パソコンを

用いた学習ということになるのかなど、そういう活用もできると思っております。

#### 樋渡委員

ありがとうございました。

#### 教育長職務代理者

ほかにございませんか。根來委員。

#### 根來委員

I C T化を進めていく中で、学校現場の先生方の活用法であるとか、新しい学習指導要領に沿ったI C Tの利用の仕方というのも、今後研修や勉強会もあると思うのですが、今後それらも予算化されて、県との共催等の形で現場の先生方のフォローアップなどは、する予定はありますでしょうか。

#### 教育長職務代理者

学校教育課長。

#### 学校教育課長

まだ全て決定事項ではないという前提でお話しさせていただきます。

まずこれとは別に、プログラミング教育に関して、2年間先生方には学校教育課で研修を設けました。それは全ての先生に対してというわけにもいかなかったので、学校から代表の方が来ていただいて、学校に戻って校内に広めるというやり方でやってきました。今後は、樋渡委員さんがおっしゃったように、端末を操作できる方となじみのない方もいらっしゃるので、端末の導入事業者研修をお願いして、実際に全ての先生が端末を持ちながら研修を受けていくこととなります。私も前任校にいたときにタブレットが配備されまして、研修を受けたのですが、習うより慣れろで使えるようになっていきます。そして、日々、得意な先生に聞きながらであるとか、ワンポイントでちょっと集まって教えあうとかで、自然と覚えていくようになっていきました。

そういった形で、実際に端末に触れながら研修を実施するようになることと思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### 根來委員

わかりました。

## 教育長職務代理者

ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

## 教育長職務代理者

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第5号を承認します。

### 議案第4号 多賀城市学校給食センター条例施行規則の一部改正について

## 教育長職務代理者

次に、議案第4号「多賀城市学校給食センター条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長等から説明をいたします。学校教育課長。

## 学校教育課長

それでは、議案の13ページをお願いいたします。議案第4号「多賀城市学校給食センター条例施行規則の一部改正」について、御説明いたします。

これは、児童生徒の保護者が納入する給食費を、学校を経由することなく直接市へ納入できるようにするために、多賀城市学校給食センター条例施行規則の一部を改正するものでございます。

17ページの新旧対照表をお開き願います。

新旧対照表は、表の右側が改正前、左側が改正後の内容になります。第1条及び第2条は改正がないため、省略しております。

第2条の次に、第2条の2を追加し、学校給食の対象者を規定するものです。読み上げます。「(学校給食の対象者) 第2条の2 学校給食は、次に掲げる者を対象として行う。(1) 市立小・中学校に在学する児童生徒(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた者」。(2)の「教育委員会が認めた者」の例といたしましては、教職員や検食者などがございます。

第3条から第8条第1項は、改正がないため、省略しております。

次に、第8条第1項の次に、第2項を追加し、学校給食費の徴収対象者を規定するものです。読み上げます。

「2 教育委員会は、給食費の年額を分割し、学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者及び第2条の2第2号に該当する者(以下「保



護者等」という。)から徴収する。」。ここで、「学校教育法第16条に規定する保護者」とは、親権者及び未成年後見人を意味しております。

次に、第8条に第3項を追加し、給食費の納付方法等を規定するものです。読み上げます。「3 保護者等は、給食費を口座振替又は市長が発行する納入通知書により、各期の納入期限までに多賀城市指定金融機関等に納入しなければならない。」。現在、各学校の校長名義の口座へ納入している学校給食費を、市への口座振替及び納入通知書による納付に変更するものです。

続きまして第8条に第4項を追加し、給食費の精算を規定するものです。読み上げます。「4 給食費は、原則として翌年の4月末までに精算する。ただし、年度途中で給食の提供を受けなくなった者の給食費は、翌月末までに精算する。」。病気等により給食提供を受けなかった日数やアレルギーにより提供を受けなかったメニューの減額を計算し、必要に応じて返金又は充当の手続きを、翌年の4月末までに行うことを規定したものです。「年度途中で給食の提供を受けなくなった者」の例といたしましては、転出などがございます。

次に、第9条の見出しがカッコ書きを修正し、「(給食費の減額)」に改めるものです。これは、現在「(長期欠席児童生徒等の取扱い)」となっておりますが、内容が給食費の減額に関する規定であることから、分かりやすいように見出しを改めるものです。

第9条第1項から第4項は、省略しております。

次に、第9条に第5項を追加し、給食未提供時及び特別な理由による減額を規定するものです。読み上げます。「5 教育委員会は、災害等により給食を提供できなかつたときその他特別な理由があると認めるときは、学校給食費を減額することができる。」。これは、給食センターでの事故発生などによって給食を提供できなかつた場合や、台風や今回の新型コロナウイルスなど学校の臨時休業に伴い給食を提供できなかつた場合など、想定外の事態に対処できるようにするためのものです。

なお、今回の一部改正を行う規則は、令和2年4月1日からの施行を予定しております。

以上で、議案第4号「多賀城市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について」の説明を終わります。

## 教育長職務代理者

ただいまの説明について、質疑ありませんか。樋渡委員。

## 樋渡委員

ただいまの説明の最後のところで、第9条第5項で「震災等」という文言がありました。東日本大震災の時にはこの規定はなく、今回初めてできたと理解してよろしいでしょうか。

## 教育長職務代理人

学校教育課長。

## 学校教育課長

東日本大震災の際は在職していなかったのではありませんが、昨年台風の際の臨時休業では給食を止めましたので、保護者からは徴収しておりません。今回は、学校を経ないで直接市に納入となりますので、そのために規則を整えたと御理解ください。

## 教育長職務代理人

それでは、ほかに質疑はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

## 教育長職務代理人

それでは、質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第4号について、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

## 教育長職務代理人

異議がないものと認め、議案第4号について原案のとおり決定します。

## 議案第5号 職員の人事について

## 教育長職務代理人

次に、議案第5号ですが、本件は人事案件でありますので、秘密会としたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

#### 教育長職務代理人

異議がないようですので、これより秘密会といたします。  
それでは、関係課長以外は、暫時、退室願います。

(学校教育課長、生涯学習課長 退室)

(秘密会の会議録については、別途作成)

#### 教育長職務代理人

それでは、関係課長に入室願います。

(学校教育課長、生涯学習課長 入室)

### 日程第5 その他

#### 教育長職務代理人

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いいたします。根来委員。

#### 根来委員

3月2日から臨時休業が始まり、その間、子どもたちの動向について各学校で把握していると思いますが、何か変わったことなどがあったかどうかおしえていただければと思います。

#### 教育長職務代理人

学校教育課長。

#### 学校教育課長

各学校で電話連絡をしたり、メールを送って体調の悪いときは返信をしてもらう、あるいは家庭訪問など、各学校で工夫して対応しています。

なお、公園やゲームセンターなどを、特に中学校では巡視を行いました。外に出ている子どもはあまり見かけなかったとのことでしたので、基本的に家庭やその近くで過ごしていたと捉えています。

それから放課後児童クラブは開いていますが、子どもの人数は夏休み、冬休み

より少ないです。

学校でも、放課後児童クラブに行けず困っている家庭の子どもについては、原則1年生から3年生を対象に、学校に問い合わせをしていただいてから、場合によっては学校でお預かりすることとしたのですが、問い合わせもほとんどなく、お預かりする子どもも学校によって数名、あるいはいなかったとのことで、今回は親御さんがだいぶ危機意識を持たれて、家庭あるいはすぐ近くで過ごさせていたと理解しておりました。ただ、そのような環境にあると、発散できている子はいいのですが、コロナへの不安を抱えている子もいると思いましたので、アンケートを各学校でとって、心の中に不安化がないかなどを集約してこちらにあげてもらうようにしておりました。

また、不安感を訴えた子については、新学期に光を当てて対応していきたいと考えております。以上です。

#### **根来委員**

ありがとうございました。

#### **教育長職務代理者**

そのほか、議案として提案したいことはございませんでしょうか。菊池委員。

#### **菊地委員**

市民会館でのイベント等は、主催者が今後対応を考えていくようになるのでしょうか。

#### **教育長職務代理者**

副教育長。

#### **副教育長**

政府の専門家会議の見解では、感染が確認されていない地域では、十分な対策を行った上で学校活動やスポーツ、文化施設の利用を行ってもよいとされていることを受けまして、基本的には主催者側で感染症の予防を行うこととされております。

#### **教育長職務代理者**

他にございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

**教育長職務代理者**

以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和2年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後6時50分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 山形 剛大

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和2年4月22日

多賀城市教育委員会

教育長 印

委員 印

委員 印